

「第28回山梨県障害者文化展」開催要領

1 主旨

障害のある人たちの日頃の文化芸術活動の成果を示す作品や、趣味や技術を活かした作品、リハビリテーション活動の中で制作した作品を展示することにより、県民の障害と障害者福祉に対する理解を深め、障害のある人が障害を克服し、自立と社会参加への意欲を高めることを目的とする。

2 主催

山梨県

3 主管

社会福祉法人 山梨県障害者福祉協会

4 後援(予定)

山梨県議会 山梨県教育委員会 (福)山梨県社会福祉協議会 山梨県精神科病院協会 (特非)山梨県ボランティア協会 読売新聞社甲府支局 山梨日日新聞社 毎日新聞甲府支局 朝日新聞甲府総局 山梨放送 (株)テレビ山梨 (一財)富士吉田文化振興協会 (株)まあめいく(順不同)

5 開催場所

地域展として、県内西部で1箇所、県内東部で1箇所。総合展として、甲府市周辺で1箇所。

(1) 地域展

① 日時・会場

ア 県内東部(富士吉田会場)

日時 令和7年9月26日(金)～10月1日(水)までの5日間

午前10時から午後6時まで 最終日は正午まで

※29日(月)は休館

会場 富士吉田市民会館 3階市民ギャラリー

イ 県内西部(韮崎会場)

日時 令和7年10月10日(金)～10月14日(火)までの5日間

午前10時から午後6時まで 最終日は正午まで

会場 韮崎市民交流センターニコリ 地下1階アートギャラリー1・2

※ふれあい賞の投票は、上記時間内のみ

② 内容

障害のある人が制作した、手芸、絵画、書道、文芸、工芸、陶芸等の作品の展示

③ 出品対象者

主に開催地域に居住(通所含む)する障害のある人

(2) 総合展

① 日時・会場

日時 令和7年11月21日(金)～11月26日(水)までの5日間

午前10時から午後6時まで 最終日は午後2時まで

※25日(火)は休館

会場 山梨県立図書館 1階イベントスペース

② 内容

地域展からの選抜作品の展示

6 出品方法

(1)在宅の場合

文化展に作品を出品しようとする者は、別紙申込書（様式 4）及び出品カード（様式 3）に必要事項を記入し、令和 7 年 8 月 5 日(火)から 8 月 19 日(火)までに所轄の県保健福祉事務所・市福祉事務所に申し込むこととする。

各地の県保健福祉事務所長、市福祉事務所長は上記による申し込みを受けたとき、様式に基づき、参加状況表(様式 1)、出品一覧（様式 2）作成の上、令和 7 年 8 月 22 日(金)までに、山梨県障害者福祉協会へメール送信する。

(2)施設・病院・特別支援学校の場合

施設・病院等・特別支援学校は、一括し出品する。この場合は様式に基づき、参加状況表（様式 1）、出品一覧（様式 2）を作成の上、令和 7 年 8 月 22 日(金)までに、山梨県障害者福祉協会へメール送信する。

7 様式のダウンロード

参加状況表(様式 1) 出品一覧(様式 2) 出品カード(様式 3) 申込書(様式 4)は山梨県障害者福祉協会のホームページからダウンロードする。

障害者福祉協会トップページから

障害者文化展 → 作品募集内容 → 取りまとめ機関用

8 作品の搬入と搬出

(1) 作品の搬入と搬出は、県保健福祉事務所、市福祉事務所、施設、病院、特別支援学校等ごとに行う。

(2) 搬入と搬出を行う時間は次のとおりとする。

①富士吉田会場

・搬入は 9 月 25 日(木)午後 12 時 40 分から午後 3 時までとする。

・搬出は 10 月 1 日(水)午後 12 時 40 分から午後 3 時までとする。

②韮崎会場

・搬入は 10 月 9 日(木)午後 1 時から午後 4 時までとする。

・搬出は 10 月 14 日(火)午後 1 時から午後 3 時までとする。

②総合展

・搬入は 11 月 20 日(木)午前 11 時から午後 1 時までとする。

・搬出は 11 月 26 日(水)午後 2 時から午後 3 時 30 分までとする。

9 表彰

(1)総合展に展示される選抜作品のうち優秀な作品に対して、次の①から⑦の作品種目ごとに知事賞・県議会議長賞・理事長賞の各賞を 1 点ずつ贈る。

①手芸 ②絵画 ③書道 ④文芸 ⑤工芸 ⑥陶芸 ⑦その他

(2)総合展に展示される特別支援学校からの選抜作品のうち優秀な作品に対して、小学部、中学部、高等部ごとに教育長賞を贈る。

(3) 総合展に展示される選抜作品のうち優良作品については入選を 17 点、奨励賞を 46 点贈る。

(4) (1)～(3)に記載する作品以外に、地域展に来場者投票により選ばれた作品に対

して、「ふれあい賞」5点を贈る。

10 作品の選抜

総合展への作品選抜は、作品種別ごとの専門家等によって行う。

11 作品の審査

9 (1) ～ (3) の各賞は、作品種別ごとの専門家及び障害者団体の代表者による作品審査会にて行う。

12 出品の制限

(1)出品の制限については次の通りとする。

① 各作品の各規格サイズは概ね次の通りとする。(額はサイズに含まない)

ア 絵画 最大 80.3cm×53cm (M25 号サイズ)

イ 書道 最大 35 cm×136 cm (半切)

ウ 立体の作品 最大 60cm 四方(たて・ヨコ・高さ)

エ 壁に掛ける作品 最大 80cm×50cm

※規格を超えた作品は審査対象から除外する。

② 輸送や取扱いについて壊れやすいものは不可(額、掛け紐含む)。

③ 高価で盗難等のおそれのあるものは不可。

④ 一人(一グループ)一作品の出品とする。ただし、同一個人が個人作品、グループ作品一点ずつ出品するのは可。また、同一個人が出品できるのは一つの取りまとめ機関に限る。

⑤ 展示、審査対象の作品は出品一覧(様式 2)に記載の作品に限る。

⑥ 出品一覧(様式 2)に障害種別の記載がある方に限る。

13 作品の取り扱い

出品された作品については、万全の注意をもって取り扱うが、天災その他不可抗力による作品の損傷に対しては、主催者及び主管者はその責任を負わない。

14 展示について

展示の際、使用不可の展示用具を使用してパネルが破損した場合、修理代を請求することがある。

15 個人情報等の取り扱い

本作品展に係る個人情報の取り扱いについては、以下のとおりとする。

①個人情報、文化展のためのみに使用する。なお、「氏名」もしくは「公表氏名」、「作品名」については、文化展を取材する報道機関に提供することがある。

②主催者及び主管者が撮影した出品作品の写真や著作権は、主催者及び主管者に帰属する。写真や映像は、文化展のためにのみ使用する。

③文化展を取材する報道機関が撮影した写真や映像が、新聞、ホームページ、テレビ番組等に使用されることがある。

16 受賞の取り消し

9 (1) ～ (4) の受賞作品が、他美術展等での受賞作品であることが確認された場合は、受賞を取り消すことがある。

17 その他

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響で開催の可否を含めて内容等を変更することがある。
- (2) 新型コロナウイルス感染拡大防止に関わる山梨県からの協力要請等を遵守する。

18 問い合わせ先

社会福祉法人 山梨県障害者福祉協会

電話番号：055-252-0100 Fax：055-251-3344

メールアドレス：morimoto@sanshoukyou.net(韮崎会場・総合展)
miyazawa@sanshoukyou.net(富士吉田会場)

別紙 1

作品種目	作品内容
① 手芸	和裁 洋裁 編み物 布・フェルトで作った人形 刺子 織物 ぬいぐるみ パッチワーク きめこみパッチワーク マスコット人形 ビーズ手芸 ペー パークイリング ビーズアート(ダイヤモンドアート) など
②絵画	水彩画 油絵 色鉛筆画 パステル画 墨絵 鉛筆やペンで描いた絵 ちぎり絵 切り絵 絵手紙 版画 デジタルアート スクラッチアートなど 注)すでに下絵が描かれている塗り絵はその他の作品
③書道	筆と墨汁で書いた書
④文芸	詩 短歌 俳句 川柳 小説 日記 エッセー など
⑤工芸	彫刻 ガラス工芸 金属工芸 木工芸 皮工芸 銀粘土 紙工芸 ダンボール 工芸 粘土工芸(陶芸以外)など (例：和紙で作った日本人形 シルバーアクセサリー 爪楊枝で作成した立体的 な作品 銅版を叩いて作った作品)
⑥陶芸	粘土で作成し、窯で焼いたもの(例：カップ、お皿、オブジェなど)
⑦その他	上記の 6 種目に入らない作品 写真 塗り絵 折り紙 ひょうたん(そのもの) 竹炭 など

○賞一覧

	点数	賞品	備 考
知事賞（最優秀賞）	7	賞状 記念品	作品種目ごとに各 1 点
県議会議長賞（優秀賞）	7	賞状 記念品	作品種目ごとに各 1 点
教育長賞（優秀賞）	3	賞状 記念品	⑧特別支援学校部門 （小学部、中学部、高等部）
山梨県障害者福祉協会 理事長賞（優秀賞）	7	賞状 記念品	作品種目ごとに各 1 点
入選	17	賞状 記念品	作品種目ごとに各 2 点 （⑧特別支援学校部門は小学部、 中学部、高等部各 1 点）
奨励賞	46	賞状 記念品	作品種目は問わない
ふれあい賞	5	賞状 記念品	来場者の投票により決定